

令和3年第3回柳津町議会定例会会議録

第8日 令和3年9月15日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦	6番 松 村 亮	9番 鈴 木 吉 信
2番 新井田 順 一	7番 田 崎 信 二	10番 齋 藤 正 志
3番 伊 藤 純	8番 荒 明 正 一	11番 伊 藤 昭 一
5番 岩 渕 清 幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	みらい創生課長 田 崎 治
副 町 長 矢 部 良 一	保 育 所 長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 菊 地 淳 一	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 新井田 理 恵	教 育 課 長 金 子 佳 弘
町 民 課 長 杉 原 満	公 民 館 長 天 野 美 穂
地域振興課長 鈴 木 秀 文	代表監査委員 岩 佐 利 昭
建 設 課 長 横 井 伸 也	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋 本 千 恵	主 査 木 須 良 行
----------------	-------------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	決算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	議案第 7 4 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 6 号令和 3 年度一般会計補正予算）
日程第 3	議案第 7 5 号	福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について

日程第 4	議案第 7 6 号	柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 7 7 号	復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を 改正する条例について
日程第 6	議案第 7 8 号	過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 7	議案第 8 0 号	令和 3 年度柳津町一般会計補正予算
日程第 8	議案第 8 1 号	令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 9	議案第 8 2 号	令和 3 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 1 0	議案第 8 3 号	令和 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
日程第 1 1	議案第 8 4 号	令和 3 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 1 2	議案第 8 5 号	令和 3 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
日程第 1 3	議案第 8 6 号	令和 3 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
日程第 1 4	議案第 8 7 号	令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
日程第 1 5	議案第 8 8 号	令和 3 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
日程第 1 6	議案第 8 9 号	令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
日程第 1 7	議案第 9 0 号	教育委員会委員の任命同意について
日程第 1 8	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 9	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 0	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 1	報告第 5 号	専決処分の報告について（専決第 1 5 号損害賠償の額の決定 及び和解について）
日程第 2 2	報告第 6 号	一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
日程第 2 3	報告第 7 号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
日程第 2 4	報告第 8 号	会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告につい て

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「決算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、伊藤 純君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第１号

決算特別委員会付託案件審査結果報告

令和３年第３回柳津町議会定例会において、本委員会に付託されました
議案第７９号 令和２年度柳津町歳入歳出決算認定について

- １．令和２年度柳津町一般会計歳入歳出決算
- ２．令和２年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- ３．令和２年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ４．令和２年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ５．令和２年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算
- ６．令和２年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- ７．令和２年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算
- ８．令和２年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- ９．令和２年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- １０．令和２年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算
- １１．令和２年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

について、９月９日、１０日の２日間、執行部より町長、各主管課長及び係長の出席を求め、

慎重に審査した結果、「議案第79号 令和2年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、
原案のとおり認定すべきものと決しましたので報告いたします。

令和3年9月15日

柳津町議会決算特別委員会

委員長 伊 藤 純

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、議案第79号「令和2年度柳津町歳入歳出決算認定について」を決算特別委員会
委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第74号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第74号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度一般会計補正予算について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい
たします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第74号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決第16号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

歳出予算の補正となります。

5ページをお願いいたします。

歳出、土木費、土木管理費、土木総務費で400万円の補正でございます。こちらにつきましては、住まいづくり支援事業としまして令和3年度当初予算で2,000万円の予算がありましたが、町民からの要望が多く予算が尽きたということで400万円を追加補正させていただいたところでございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第74号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第75号「福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第75号「福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法に基づく福島県特定事業活動振興計画が策定されたことに伴い、新たに制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第75号福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について補足してご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、福島復興再生特別措置法の規定により、福島県が策定しました提出特定事業活動振興計画に基づきまして、新たな事業の開拓などの特定事業活動に要する施設などを新設した事業者に対して課税する固定資産税の課税免除の措置を講じるため、町としましても、対象となる事業者がある場合、震災からの復興推進の観点から事業者支援として課税免除に必要となる条例を制定するものでございます。

まず、第1条につきましては、根拠法令等を含め、本条例制定の趣旨につきまして、今ほど申し上げました内容となっております。

次に、第2条につきましては、福島県が内閣総理大臣に特定事業活動振興計画を提出した日から令和8年3月31日までの間に特定事業活動施設等を新設などした者に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を課税することとなった年度から5か年度分のものに限りその固定資産税を免除すると定めた課税免除の対象や内容について規定しているものであります。

続きまして、第3条につきましては、ほかの町税の特例と重複する場合には、いずれか1つを選択できるとする内容となっております。

続きまして、第4条につきましては、第2条に規定される課税免除を受けようとする場合は、対象年度の前年度の3月20日までに申請書を提出することと規定し、申請の期限について定める内容となっております。

8 ページをお願いいたします。

次に、第5条につきましては、この条例にその他必要な事項については規則に定めとする内容となっております。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、公布の日から施行することと規定しておりますが、経過措置といたしまして、本条例が施行される前に課税免除の要件を満たしている事業者については、条例施行日から60日以内に申請をすることで課税免除の適用を受けることができると定め、遡及して適用することもできる内容となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第75号「福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第76号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第76号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、所要

の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第76号柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の時限である令和3年3月31日の到来、及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の創設、また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、第2条第1号の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の時限到来及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の創設に伴います参照先根拠法令の改正となります。

続きまして、第3条の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づく従来の第3条を過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除の内容に改め、また、旧条例と比較して対象期間を令和6年3月31日まで延長し、対象業種に情報サービスを追加するとともに、取得価格要件については2,700万円以上であったものを資本金に応じ500万円以上まで引き下げし、対象となる設備を改めて規定する内容となっております。

また、対象となる設備投資につきましては、これまで新設と増設のみ対象となっておりましたが、取得または製造、もしくは建設が対象とされましたが、資本金が5,000万円以上である法人につきましては、今までどおり新設と増設が対象となるものであります。

なお、該当する固定資産税について、課税されることとなった年度から3か年度分の課税を免除する内容となっております。

11ページをお願いいたします。

次に、第5条の改正につきましては、法律略称の整理及び地域経済牽引事業の促進に関する地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、同法に基づく課税免除の要件とな

る対象期間や設置期限を令和5年3月31日まで延長する内容となっております。

なお、附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行することと規定しておりますが、改正後の第3条及び第5条の規定は令和3年4月1日から適用するとともに、公布日前に新設または増設した青色申告者等については、従前の例によることとした内容となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第76号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第77号「復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第77号「復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第77号復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、震災からの復興を主な目的としている東日本大震災復興特別区域制度について、従来より対象区域を重点化する見直しに伴い、引き続き柳津町も対象区域に含まれていることから、区域名称の変更や対象期間の延長について所要の改正を行うものであります。

まず、条例の題名につきましては、特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例に改めるものであります。

次に、第1条の改正につきましては、対象区域を特定復興産業集積区域に重点化することに伴い、参照先法令等を改める内容となっております。

続きまして、第2条の改正内容につきましては、対象区域を特定復興産業集積区域という名称で整理し、対象期間を令和6年3月31日までと改める内容となっております。

続きまして、第3条の改正内容につきましては、ほかの町税の特例と重複する場合、いずれか1つを選択できるとする特例に議案第75号で提案しました福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例を追加する内容となっております。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては公布の日から施行することとしており、経過措置といたしましては令和3年4月1日以後に新設される施設等について適用することと規定しておりますが、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置の影響などやむを得ない事情により令和3年4月1日前に指定を受け令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に新設等された場合には、改正後の新条例による課税免除に該当させることができると規定する内容となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 7 7 号「復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第 6、議案第 7 8 号「過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 7 8 号「過疎地域持続的発展計画の策定について」提案理由を説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、町が定める過疎地域持続的発展方針に基づき新たな計画を策定するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

議案第78号過疎地域持続的発展計画の策定について補足してご説明申し上げます。

本案は、本年 4 月 1 日から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定しております。

本計画の目的は、過疎地域の生活、文化水準等の格差是正と持続的発展を図るため、交通体系、教育文化、生活環境の整備、産業の振興等の促進を目的に策定しているところでございます。

本計画を策定するメリットといたしましては、公共施設の整備を行う際の財政上の特別措置や過疎対策事業債を活用しての事業実施が可能となります。この過疎対策事業債であります、町負担の100%について充当が可能であり、返済額の70%が地方交付税に算入される有利な地方債でございます。

本町の過疎計画につきましては、今回の新たな計画より計画の名称を柳津町過疎地域持続的発展計画に改め、計画の新たな項目として、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、地域における情報化、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用の促進、そして、持続的発展に関して必要な事項を加えさせていただいております。

また、計画の内容につきましては、現行の柳津町過疎地域自立促進計画や今年度からスタートいたしました第6次柳津町振興計画並びに柳津町公共施設等総合管理計画に即して、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として設定し、柳津町の持続的発展に向けた計画を策定するものでございます。

なお、本年8月30日付で県知事との協議が整っておりますので、本計画を提案し議会の議決をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第78号「過疎地域持続的発展計画の策定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 7、議案第 80 号「令和 3 年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 8、議案第 81 号「令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 9、議案第 82 号「令和 3 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 10、議案第 83 号「令和 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 11、議案第 84 号「令和 3 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第 12、議案第 85 号「令和 3 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第 13、議案第 86 号「令和 3 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 14、議案第 87 号「令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 15、議案第 88 号「令和 3 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第 16、議案第 89 号「令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

につきましては、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第 80 号、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 86 号、議案第 87 号、議案第 88 号、議案第 89 号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 80 号「令和 3 年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第 81 号「令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第 82 号「令和 3 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第８３号「令和３年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８４号「令和３年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８５号「令和３年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８６号「令和３年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８７号「令和３年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８８号「令和３年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８９号「令和３年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第80号から議案第89号まで補足してご説明いたします。

なお、議案第80号の一般会計補正予算につきましては、一部、国からの補助金が不採択になったことから修正しました予算書でご説明させていただきますので、よろしくお願いいた

します。

今回の補正予算につきましては、補正の主なものとしまして地方交付税の確定に伴います増額補正と同交付税の増額に伴います基金の取崩しの減額、また、繰越金の確定に伴います補正が主なものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第80号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ1億2,465万4,000円を追加し、それぞれ41億1,297万7,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的の欄でございますが、まず、消防施設整備事業ということで700万円だったものが補正後、1,490万円と790万円増額しております。これにつきましては、その下の消防施設整備事業（辺地対策事業債）が通知によりまして辺地債の枠のほうが減額となり、消防施設整備事業については全額落として、その上の緊急防災・減災事業債のほうに振り向けております。一部、起債の対象外の事業がありましたので、満額振替にはならなかったものでございます。

次に、過疎地域自立促進特別事業5,700万円につきましては、新たな過疎法の施行に伴いまして名称が変更になったことから全額落とすものでございます。

その下の過疎地域持続的発展特別事業につきましては、新たに5,390万円となるものでございます。これにつきましては、新たな過疎法の名称決定により補正をするとともに、過疎債の額の限度額が確定したことによるものでございます。

下水道計画更新事業につきましては、250万円を全て落としております。事業の見直しに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

臨時財政対策ということで6,400万円が8,546万円でございます。こちらにつきましては、国からの配分額確定による増となっております。

10ページをお願いいたします。

歳入になります。

地方特例交付金、地方特例交付金であります。73万3,000円の減額であります。こちらについては、減収補てん特例交付金の額の決定によるものでございます。

次に、地方交付税、地方交付税で2億7,997万8,000円の増であります。こちらにつきましては、普通交付税の額の決定によるものでございます。

次に、国庫支出金、民生費国庫負担金で50万7,000円の増、その下の衛生費国庫負担金で60万9,000円の増につきましては、それぞれ令和2年度の実績に伴う追加交付となっております。

11ページをお願いいたします。

民生費国庫補助金で305万3,000円の増であります。まず、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金で285万円の増であります。こちらにつきましては対象者の増に伴う補助金の増となっております。保育対策総合支援事業費補助金20万3,000円の増であります。こちらはコロナ対策のための物品購入に係る補助金でございます。

次に、衛生費国庫補助金で71万6,000円の増であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加交付分でございます。

土木費国庫補助金で73万5,000円の減につきましては、合併処理浄化槽設置事業の補助金であります。当初5基で見込んでおりましたが、見込みがないということで全額減額をしております。

次に、県支出金、民生費県負担金で12万6,000円の増、それから、12ページの衛生費県負担金の30万7,000円の増につきましては、それぞれ令和2年度の実績に伴う追加交付となっております。

12ページの中ほどになります県支出金の総務費県補助金でございますが、260万6,000円の増であります。福島県ICT推進市町村支援事業費補助金ということで、歳出の企画費のデジタル化の中でICTの機器購入が出てきますが、その事業費の2分の1が補助されるものでございます。

民生費県補助金1万円につきましては、特別弔慰金支給事務費交付金の決定による増でございます。

農林水産業費県補助金2万6,000円の増につきましては、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金の所要増でございます。

土木費県補助金73万5,000円の減でございますが、国庫と同じく、合併処理浄化槽設置事業補助金でありまして、当初5基で見込んでおりましたが、見込みがないということで全額落としております。

次に、総務費県委託金で121万8,000円の増であります。まず、総務管理費委託金で126

万5,000円の増につきましては、交付決定による増、額確定による増となっております。統計調査費委託金4万7,000円の減については、経済センサス委託金の決定による減となっております。

13ページをお願いいたします。

繰入金でございます。財政調整基金繰入金で2億2,400万円の減、3目の公共施設整備基金繰入金で350万円の減、震災復興基金繰入金で247万5,000円の減、国際交流基金繰入金で366万円の減、減債基金繰入金で3,000万円の減でございますが、財政調整基金繰入金、公共施設整備基金繰入金、減債基金繰入金につきましては、地方交付税の増及び繰越金の増によりまして、基金の取崩しを全額、または一部、取崩しをしないものでございます。震災復興基金繰入金につきましては、令和2年度の基金取崩しが確定したことによる減額補正となっております。国際交流基金繰入金につきましては、海外派遣事業の中止による減となっております。

次に、繰越金、繰越金で8,777万5,000円の増であります、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、諸収入の雑入で10万1,000円の増であります、雇用保険料負担金につきましては所要増でございます。14ページの雑入でございますが、ふくしまクリエイティブクラフトアカデミー新商品制作費助成金ということで、地域おこし協力隊が新たな商品を作る費用に対して上限10万円で交付されるものとなっております。

次に、町債でございますが、総務債で310万円の減につきましては、過疎対策事業債でございます。新たな過疎法の施行に伴う名称の変更により5,700万円を減額しまして、新たな過疎法の名称が決定したことによる増としまして5,390万円であります。なお、過疎債の限度額が確定したことにより一部減となっているところでございます。

土木債については、250万円の減でございます。こちらについては事業の見直しによる減となっております。

消防債240万円の減でございますが、まず、辺地対策事業債1,030万円の減でございますが、辺地債の枠のほうが減ったことによる減でございます、緊急防災・減災事業債ということで790万円の増であります、辺地債が減少となった分を緊急防災・減災事業債のほうに振替したことによるものでございます。一部、起債対象外の事業費があったということで、事業費の額のほうが減額となっております。

臨時財政対策債2,146万円の増であります、こちらは国からの配分額の確定による増と

なっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

一般管理費で6万4,000円の増であります、こちらについては職員手当等で7万1,000円の増、共済費で7,000円の減であります、職員の居住地変更による増、雇用保険については確定による減でございます。

次に、企画費で676万5,000円の増であります。まず、報償費の13万7,000円と役務費の1万7,000円につきましては、ふるさと納税の増額に伴いまして記念品代の増、配送料の増となっております。次に、需用費でございますが、主なものとしまして修繕費でございますが、こちらにつきましては、当初、柳津小学校と斎藤清美術館の太陽光発電用のパソコン購入費を見ておりましたが、柳津小学校については修繕で直るということで、備品購入費を減額しまして修繕費のほうに計上しております。また、美術館については、パソコンをよく確認したところ、データも取れているということで、購入しなくてもよくなったということで備品購入費を減額しております。次に、備品購入費のI C T機器購入費521万2,000円の増であります、こちらは歳入のほうでも出てきておりましたが、補助事業でありまして、デジタル化に向け庁舎内と柳津保育所のW i - F i の弱いところにアクセスポイントを増設する経費と、同じく、今後のデジタル化を見据え、各種会議等で使用する大形のディスプレイを3台購入するものでございます。次に、負担金補助及び交付金300万円でございます。これは新築住宅の補助金の見込み増によるものでございます。

諸費で9万8,000円の増につきましては、防犯灯の設置事業補助金でございますが、地区からの要望がありまして追加で補正をお願いするものでございます。

土地利用計画策定費については2,000円の増であります、交付金の増による所要増となっております。

庁舎管理費で50万円の増につきましては、コロナ対策としまして各種会議用の音響設備、老朽化しているということで購入したいということでございます。

町民バス管理費で92万4,000円の増であります、こちらは修繕費となっております、一王町の八幡坂のバス格納庫のシャッター修繕に係る経費でございます。これまで何回も修繕をしてきておりますが、老朽化によりまして新しいシャッターにするものでございまして、事業費の80%をここで見ておりまして、残り20%については教育委員会のほうで見ております。

16ページをお願いいたします。

総務費の賦課徴収費で28万1,000円の増であります、報酬でございます。こちらは税務係職員の病休によりまして業務に支障を来しておりますので、その分、会計年度任用職員にお願いをしているところでございます。その分の報酬となります。

次に、統計調査費で4万4,000円の減であります、まず、報酬で10万3,000円の減につきましては、経済センサスに係る分でございますが、郵送による回収にしたことによりまして調査員の報酬を減額しております。次に、職員手当で6万9,000円の増につきましては、郵送回収により職員の確認作業が増えたということで、超過勤務手当を増額しております。次に、需用費で1万円の減でございますが、こちらは所要減となっております。

次に、民生費、社会福祉総務費で12万3,000円の増であります、こちらは国保事業勘定への繰出金となっております。

老人福祉費で164万4,000円の増につきましては、まず、需用費で35万円の増、こちらは高齢者生活福祉センターのぞみの正面玄関の自動ドア修繕に係る経費となっております。繰出金で129万4,000円の増につきましては、介護保険特別会計への繰出金となっております。

次のページをお願いいたします。

民生費、障害者福祉費で29万2,000円の増であります、障害者自立支援医療償還金ということで、令和2年度の実績報告に伴う償還金となっております。

次に、民生費、児童福祉総務費で2万円の増につきましては、子ども子育て支援事業償還金ということで、こちらも令和2年度の実績に伴う償還金でございます。

次に、柳津保育所運営費で144万3,000円の増であります、報酬の232万2,000円、共済費の16万1,000円、旅費の16万3,000円につきましては、職員の産休、病休による代替職員分に係る会計年度職員の報酬等の増でございます。次に、給料の144万6,000円の減、職員手当等の11万5,000円の減につきましては、会計年度任用職員、現在、フルタイムでやられている職員であります、家庭の事情でパートタイムのほうに変更になるということで、その分減額となっております。次に、需用費であります、修繕費でございます。保育所の給湯器が壊れたということで、その修繕に係る費用でございます。

児童措置費285万円の増であります、こちらは歳入のほうでも申し上げましたが、対象者の増による所要増となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

衛生費の予防費で71万6,000円の増でございます、報酬で57万9,000円の増、共済費で11

万1,000円の増、旅費で2万6,000円の増につきましては、いずれもコロナワクチン接種に係る経費となっております。

次に、環境衛生費で50万円の増につきましては、下水道の接続に係る補助金の見込みの増ということでございます。

次に、母子保健費82万円の増につきましては、養育医療費の見込み増によるものでございます。

次に、衛生費の衛生処理費4万3,000円の増につきましては、修繕費でございまして、小ノ川のし尿処理施設の修繕経費となっております。

次に、農林水産業費、農業振興費で12万2,000円の増であります。こちらは米価下落対策としまして飼料用米に取り組む農家に対する補助金となっております。

次のページをお願いいたします。

地域農政特別対策事業費2万6,000円の増につきましては、報償費で1万2,000円、使用料及び賃借料で1万4,000円の増でございしますが、農林水産物PR事業に係る経費となっております。

次に、林業振興費については、財源補正となっております。

林道維持費で50万円の増につきましては、修繕費ということで林道大柳線の石積みの修繕工事に係る経費となっております。

次に、商工費の商工振興費で200万円の増であります。こちらにつきましては、町商工会の外壁修繕工事に要する費用の一部について補助をするものでございます。

次に、観光費で823万9,000円でございます。職員手当につきましては、職員の扶養資格の変更による増となっております。旅費の18万9,000円の減につきましては、地域おこし協力隊のほうで10月から西会津から柳津町勤務となるということで、減額をしております。

20ページをお願いいたします。

需用費で115万2,000円の増であります。まず、修繕費でございしますが、こちらにつきましてはせいざん荘と町民センターの修繕に係る経費でございます。そのほかの経費につきましては、地域おこし協力隊の隊員が10月から柳津町勤務となりまして、B&G海洋センター前の温泉施設だったところを拠点に活動していくための経費となっております。

次に、役務費で125万2,000円の増でございしますが、町民センターとせいざん荘のキュービクル、変圧器の処分料となっております。

次に、委託料でございしますが、190万4,000円の増であります。まず、設計委託料というこ

とで138万2,000円ではありますが、こちらは地域おこし協力隊員が活動する温泉施設の改修設計に係る経費となっております。次に、業務委託料52万2,000円につきましては、こちらも協力隊員が活動していく上で、赤べこの制作に係る型を作る委託料となっております。

次に、使用料及び賃借料で8万4,000円の減につきましては、当初、協力隊と野沢民芸さんのほうで共同出店する予定だったものでございますが、難しいということで減額をしております。

次に、工事請負費で322万8,000円の増であります。まず、施設改修工事としまして110万3,000円の増につきましては、せいざん荘の厨房ガス管の修繕工事となります。次に、電気設備改修工事130万円につきましては、町民センターのキュービクル更新に伴う経費となっております。衛生設備改修工事82万5,000円につきましては、町民センターの2階の男子トイレの改修に係る経費となっております。

備品購入費で20万円でございますが、協力隊の赤べこ工房設立準備に係る備品ということで計上されております。

繰出金で75万6,000円については、スキー場特別会計繰出金となっております。

次のページをお願いいたします。

土木費、道路維持費で1,895万7,000円の増であります。まず、需用費で1,735万7,000円の増であります。こちらは地区からの要望による側溝であったり掃討に伴うものの工事に係る分、それから、消雪設備の修繕であったり除雪機械の修繕に係る経費となっております。委託料で160万円の増ではありますが、こちらについては消雪設備の保守点検業務委託に係る経費となっております。

道路新設改良費で330万円の増につきましては、五疊敷大成沢線の残土の処理工事に伴う経費となっております。

次に、河川総務費で70万円の増ではありますが、工事請負費でございまして、湯八木沢の傾城沢の護岸ブロックの補修工事に係る経費となっております。

次に、下水道費で180万9,000円の減につきましては、まず、負担金補助及び交付金で266万円の減であります。こちらは合併処理浄化槽の設置に係る補助金、当初5基分を要望がないということで全額落としております。繰出金ということで85万1,000円、こちらについては下水道事業特別会計への繰出金となっております。

22ページをお願いいたします。

消防費の非常備消防費で187万5,000円の減でございます。こちらについては、報償費から

負担金補助及び交付金まで全てポンプ操法大会の中止による減となっております。

消防施設費については、財源補正でございます。

防災費で65万3,000円の増であります。使用料及び賃借料で3万3,000円の増、こちらについては防災無線の通信ケーブルの添架料となっております。工事請負費で62万円の増につきましては、戸別受信機の受信がよくない2世帯分について、屋外にポールを立てて設置するものでございます。

23ページをお願いいたします。

教育費、事務局費で106万6,000円の増であります。職員手当については職員の扶養資格の変更によるものでございます。旅費3万7,000円については、西会津町から柳津のほうに來ております英語指導助手の通勤手当分となります。需用費23万1,000円につきましては、先ほど申し上げた一王町の八幡坂のシャッターの修繕に係る分でございます。備品購入費で86万9,000円の増につきましては、今後、新しく來ますALTの住宅用の備品購入に伴う経費となっております。

次に、柳津小学校管理費で11万7,000円の増であります。旅費2万9,000円については会計年度任用職員の通勤手当の所要増となっております。役務費8万8,000円については、防火設備の点検料となっております。

次に、西山小学校管理費の85万8,000円の増につきましては、役務費は同じく防火設備の点検料、工事請負費については77万円ということで西山小学校の学校の脇の物置小屋の屋根の修繕代となっております。

西山小学校教育振興費で11万1,000円の増であります。こちらも会計年度任用職員の通勤手当の所要増となっております。

24ページに移りまして、会津柳津学園中学校管理費で8万8,000円の増、こちらにつきましても役務費でございますが、防火設備の点検料となっております。

次に、社会教育総務費で358万2,000円の減であります。需用費の8万3,000円につきましては、10月10日開催予定の成人式参加者への抗原検査キット購入に要する経費となっております。負担金補助及び交付金で366万5,000円の減につきましては、海外派遣事業の中止による減となっております。

活性化施設管理費で51万1,000円の減でございますが、コロナ対策として購入しましたAI体温測定器の購入請け差の分について減額をしているものでございます。

美術館管理費で58万7,000円の増であります。職員手当については職員の扶養資格の変

更による減でございます。需用費65万8,000円の増につきましては、美術館の空調機の修繕、それから、雪囲い材料の搬入・搬出路の整備に要する経費となっております。

25ページをお願いいたします。

保健体育総務費で112万3,000円の減でございます。報償費から使用料及び賃借料まで全て減となっておりますが、こちらのほうは、博士山開きであったり、町民ソフトボール大会、町民運動会等がコロナウイルスの影響で中止になったということで減額をしているところでございます。

次に、運動公園管理費で188万円の増であります。旅費についてはB&G東北ブロック総会の中止による旅費の減となっております。委託料200万円につきましては、B&G艇庫改修に係る基本設計委託料となっております。備品購入費1万円については、B&Gプールのプールフロア購入費用の所要増となっております。

26ページをお願いいたします。

公債費、元金で6,765万6,000円の増であります。これについては償還金利子及び割引料ということでございまして、繰上償還で7,325万1,000円の増、こちらについては繰越金の確定によりまして平成29年度に東邦銀行から借入れした全額を繰上償還するものでございまして、繰上償還に伴いまして、東邦銀行償還ということで559万5,000円減額となっております。

利子については8万4,000円の減ということで、繰上償還によりまして利子のほうも減額となっております。

予備費で973万7,000円の増額をお願いするものでございます。

◇ ◇ ◇

○議長

総務課長、お疲れになりますので、ここで暫時休議をいたします。

再開は11時10分といたします。（午前11時00分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

○議長

引き続き、総務課長より説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

続きまして、議案第81号令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

35ページになります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ465万5,000円を追加し、それぞれ4億8,349万8,000円とするものであります。施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、それぞれ6,593万2,000円とするものでございます。

40ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で162万2,000円の増につきましては、本算定によりまして国保税の見込みが増額となったものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金で12万3,000円の増であります。職員の扶養及び居住地変更による繰入金の増となっております。

次に、繰越金でございますが、291万円の増であります。これは前年度繰越金の確定による増となっております。

41ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費の一般管理費で12万3,000円の増であります。こちらは職員の扶養及び居住地変更による増となっております。

国民健康保険事業費納付金で一般被保険者医療給付費分として100万3,000円、その下の一般被保険者後期高齢者支援金等分で45万4,000円の増、次のページの介護納付金分で121万9,000円の増につきましては、県からの納付金額の決定による増となっております。

42ページの予備費で185万6,000円の増となっております。

続きまして、施設勘定になります。

52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰越金、繰越金で2万5,000円の減であります。前年度繰越金の確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出で予備費のほうで2万5,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

議案第82号令和3年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ68万8,000円を減額し、それぞれ5,151万2,000円とするものでございます。

59ページをお願いいたします。

歳入になります。

後期高齢者医療保険料で後期高齢者医療保険料、58万7,000円の減でございます。こちらでも本算定によりまして保険料が減額となっているものでございます。

繰越金で10万1,000円の減でございますが、前年度繰越金の確定による減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

広域連合納付金、保険料等負担金で61万円の減でございますが、保険料等負担金の支出見込みの減によるものでございます。

予備費で7万8,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

議案第83号令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条で、歳入歳出それぞれ634万7,000円を追加し、それぞれ5億9,963万4,000円とするものでございます。

66ページをお願いいたします。

歳入になります。

保険料、第1号被保険者保険料、129万8,000円の減であります。現年度分特別徴収保険料で75万6,000円の増につきましては、本算定に伴います特別徴収保険料の増となっております。現年度分普通徴収保険料205万4,000円の減につきましては、被保険者の減等に伴いまして本算定を行ったところ減額となったものでございます。

次に、国庫支出金、介護給付費負担金で325万4,000円の増であります。現年度分45万1,000円の増につきましては、介護給付費負担金の収入見込み増によるものでございます。過年度分としまして280万3,000円の増であります。令和2年度の実績確定に伴う追加交付分であります。

次に、調整交付金で22万6,000円の増につきましては、現年度分の調整交付金の収入見込み増によるものでございます。

地域支援事業交付金で6万3,000円の増につきましては、こちらも収入見込み増による補

正でございます。

次のページをお願いいたします。

介護保険事業費補助金82万6,000円の増につきましては、介護保険システムの改修に係る補助金分でございます。

次に、支払基金交付金で介護給付費交付金70万7,000円の増であります。現年度分で63万1,000円の増につきましては、収入見込み増によるものでございます。過年度分につきましては、令和2年度の実績確定による追加交付分となっております。

次に、県支出金の介護給付費負担金で756万6,000円の増であります。現年度分につきましては、収入見込み増によるものでございます。過年度分728万4,000円の増につきましては、令和2年度の実績確定による追加交付分となっております。

68ページをお願いいたします。

地域支援事業交付金で3万2,000円の増につきましては、収入見込みの増によるものでございます。

次に、繰入金であります。まず、介護給付費繰入金で28万2,000円の増でございますが、介護給付費繰入金の収入見込み増によるものでございます。

低所得者保険料軽減繰入金で180万6,000円の増であります。令和2年度の実績確定に伴う繰入金の増となっております。

その他一般会計繰入金で82万6,000円の減でございますが、こちらは歳入のほうで介護システム改修に係る補助金の増に伴いまして、その分を減額しているものでございます。

次に、地域支援事業繰入金で3万2,000円の増につきましては、収入見込み増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰入金、介護給付費準備基金繰入金500万円の増であります。こちらは、介護保険特別会計のほうで基金を取り崩さないと予算が組めないということで取崩しを行うものでございます。

繰越金で1,132万3,000円の減であります。前年度繰越金の確定による減となっております。

70ページをお願いします。

歳出でございます。

総務費の一般管理費については、財源補正となっております。

保険給付費の高額介護サービス費で220万円の増でございますが、こちらは高額介護サービス費の支出見込み増によるものでございます。

次に、介護予防福祉用具購入費 4 万6, 000円の増につきましては、支出見込みの増に伴うものでございます。

次に、地域支援事業費の認知症総合支援事業費16万2, 000円の増でございますが、旅費の分で2万2, 000円となっております。こちらは認知症に係る支援チーム員の研修に要する旅費となっております。

次のページをお願いします。

需用費でございますが、教材費ということで、こちらも認知症の支援チーム員及びサポート医療養成研修に係る教材代に要する経費となっております。

次に、諸支出金、第1号被保険者保険料還付金で18万円の増であります、所得更正等による保険料の変更に伴う増額補正分となっております。

償還金624万5, 000円の増につきましては、令和2年度の実績確定による償還金の増となっております。

予備費で248万6, 000円を減額するものでございます。

72ページをお願いします。

議案第84号令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ280万9, 000円を追加し、それぞれ1億6, 740万9, 000円とするものでございます。

77ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰越金で280万9, 000円の増であります、前年度繰越金の確定による増となっております。

次のページをお願いします。

歳出でございますが、簡易水道事業費で280万9, 000円の増ということで、まず、需用費、修繕費については、緊急修繕分として計上しているところでございます。役務費39万6, 000円の増につきましては、水道施設の草刈りをシルバー人材センターのほうに依頼する手数料となっております。次に、償還金利子及び割引料12万9, 000円の増につきましては、冬期間の水道料金精算に伴う還付金となっております。公課費12万9, 000円の増につきましては、令和2年度の決算によりまして納付する消費税額が増となったものでございます。

79ページをお願いいたします。

議案第85号令和3年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ45万6,000円を追加しまして、それぞれ400万6,000円とするものでございます。

84ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金で75万6,000円の増であります、一般会計からの繰入金の増であります。

繰越金につきましては1万2,000円の増であります、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

諸収入の雑入で31万2,000円の減でございますが、こちらはN T T ドコモの基地局の電気料金負担分を計上しておりましたけれども、設備の変更に伴いまして電気料金が安くなったということで減額をしているものでございます。

85ページをお願いします。

歳出になります。

スキー場事業費で45万6,000円の増であります、役務費の14万9,000円の増につきましては、キュービクル内の高圧コンデンサ、P C B 廃棄物の処理に要する経費となっております。工事請負費については30万7,000円の増であります、キュービクル内の高圧コンデンサ更新に要する経費となっております。

86ページをお願いします。

議案第86号令和3年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ188万8,000円を追加し、それぞれ8,488万8,000円とするものでございます。

91ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰越金で188万8,000円の増であります、前年度繰越金の確定による増でございます。

次のページをお願いします。

歳出になります。

総務費の施設管理費で188万8,000円の増であります。需用費につきましては、マンホールポンプ等の修繕経費と緊急時の修繕経費分でございます。役務費2万7,000円と公課費5,000円については、公用車の車検に伴う保険料等の補正をお願いするものでございます。

続いて、93ページをお願いします。

議案第87号令和3年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ50万6,000円を追加し、それぞれ8,848万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

96ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

下水道計画更新事業ということで、当初250万円だったものでありますが、事業の見直しに伴いまして全額減額をお願いするものでございます。

99ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金で85万1,000円の増であります。一般会計からの繰入金の増であります。

繰越金で215万5,000円の増であります。前年度繰越金の確定による増となっております。

次に、町債、下水道事業債で250万円の減であります。事業の見直しによる減額補正となっております。

続いて、100ページをお願いします。

歳出になります。

総務費の施設管理費で52万円の増であります。まず、需用費であります。柳津浄化センターの修繕に係る経費となっております。償還金利子及び割引料1万4,000円につきましては、冬期間の下水道料金精算に伴う還付金となっております。公課費2万7,000円につきましては、令和2年度の決算確定によりまして納付する消費税額が増となったものでございます。

下水道整備費の特定環境保全公共下水道整備事業費については、財源補正でございます。

予備費で1万4,000円を減額しております。

101ページをお願いいたします。

議案第88号令和3年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

第1条で、歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、それぞれ350万5,000円とするものでございます。

106ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰越金、10万5,000円の増であります、前年度繰越金の確定による増となっております。

107ページをお願いします。

歳出になります。

総務費の施設管理費で10万5,000円の増であります、こちらについても緊急時の修繕経費分ということで計上させていただいているところでございます。

108ページをお願いします。

議案第89号令和3年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ24万円を追加し、それぞれ434万円とするものでございます。

113ページをお願いいたします。

繰越金で24万円の増であります。前年度繰越金の確定による増となっております。

114ページをお願いします。

歳出になります。

総務費の施設管理費で24万円の増であります、こちらにも緊急時の修繕に係る経費ということでもあります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、質問をさせていただきます。1点について伺います。

一般会計補正予算ということで19ページなんです、6款商工費1項商工費1目商工振興費18節にあります負担金補助及び交付金において、200万円の商工会運営補助ということで今回、補正が上がっておりますが、これについて伺いたいと思います。

この工事については、先ほど説明を受けましたが、総工事費600万円のうち3分の1ということで200万円を補助するというような説明をお聞きしました。今回、この要望先、いわゆる商工会さんについて、補助金の交付条件、また、議会承認の必要性等、しっかりと説明をしたと思いますが、これは担当課であります地域振興課長、どうですか。ここの説明、十分になされたと思われますか。ご意見を伺います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、磯目議員のご質問にお答えいたします。

商工会さん、例年、補助金を受けているということもありまして、補助制度の概要というものはご説明いたしました。が、詳細というものは今回、説明しなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

説明不足だったということでお聞きしました。

今回、なぜこれをあえてお聞きしたかといいますと、現在、商工会さんの正面及び脇に足場が組んであるわけですね。これは当然、課長も確認されていることと思いますけれども、今回の補助金要望に上がっております外壁工事用の足場というふうにも見えるわけでございますけれども、この点につきまして課長の見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

私のほうも直接、昨日でございますが、商工会に行きまして足場ができていると。事務局のほうにも聞き取りをさせていただきました。間違いなく今回の壁改修の足場であるということを確認はしてまいりました。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

課長、おかしいんじゃないですか。まだ予算審議、途中ですよ。現段階でそのようなことというのは、おかしいと私は大変思っております。これは、考えられることは担当者間にお

いて工事発注の時期、そして、その内容について、しっかりと確認をしなかったというよう
な確認不足であるというふうに私は考えております。

さらには、これは議会をまだ通過していないわけですから、この予算に対しては議会軽視
だというふうに捉えられても仕方のないというような状況に今現在、なっているというふう
に私は思っております。

この予算については、私個人としてはこの200万円の補助について反対する意見ではあり
ませんけれども、補助金の在り方について、当然、これは課長の監督責任という部分と、課
長と全体をやはり統括して責任を取る、見るというような部分も持っている、当然、これは
町長にも責任が私はあるというふうに考えております。この2人に今後、補助金に対してや
はりしっかり説明をしていくということが大切だということは当然でありますけれども、ど
のような考えで今後、補助金について交付していくのか。どういうふうにして考えてやって
いくのか。その点についてお二人に、まず課長から、最後に町長からご意見をいただきたい
と思いますので、よろしくお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、磯目議員のご質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、通常、補助金の支出であれば事業前に申請というものが通
常でございますので、足場を作ってしまう、また、工事を進めてしまうということについて、
本来、あってはならないことでございます。昨日も実は、作業、まだ続けていたところもあ
りましたので、商工会事務局に申し入れまして、町としてそれはおかしいよと。すぐに止め
ていただきたいということで、昨日から作業につきましては止めていただいております。

今回、やはりこういった問題が出たというのは、先ほどもありましたが、やはり例年、知
っているだろうという私の認識の甘さだと思います。補助制度を例年受けているので、知っ
ているだろうと。やっぱり「だろう」という部分で、やはりそこら辺をきちんと説明をしな
かったという、補助を出す側の監督責任というものがありますので、それは私も大変申し訳
ないなと。ましてや商工会側にも大変申し訳なかったなというふうに反省しているところで
ございます。

今後のということで対策につきましては、やはりそういった思い込み、こちら側のござ
いですが、知っているだろうという、そういった思い込みをなくするような形でやはり丁寧に

補助金に対してこうこうこうだよと、議会に審議をきちんと通してそれからの作業ですよという形で指導、また説明をしてきたいというふうに反省しているところでございます。

以上でございます。

○議長

次に、町長。

○町長

ただいま議員おただしのとおり、私は昨日、地域振興課長から商工会の外壁工事について足場がかかっているということで報告を受けました。そして、写真で私は確認をしました。その後、副町長も現場に出向いて現場を確認したわけでありますけれども、作業が今日の本会議の審議前に進んでしまったということは、まさに勇み足としか言いようがありません。再々、今まで話が出ているとおり、町としての指導が行き届いていなかったということに尽きるわけでありますから、今後、このようなことがないように私としても気をつけて進めていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

お二人の答弁ということで、しっかりと今後、やっていただきたいというふうに思います。補助金については、各団体、大変慎重な上に皆さん、お願ひをしているわけでございますので、どうか町民の皆様に誤解を招かないような形で補助金ということでお願ひをしたい、くどいようですけれども、その点については十分に気をつけていただければというふうに思っ、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長

この件も含めまして、最近、議会軽視の発言、行動といったものが非常に執行部を含めて目立っております。

ここで皆さんにお諮りいたしますが、この件につきましては、議長名で執行部、町長宛てに、業者も含めて、商工会、観光協会、いろいろ、指導を徹底するようという申入れをしておきたい。それから、もう1点、町長名によって商工会のほうには今後、不適切な補助事業の事前着工といったものについてはしっかりと指導していただくというようなことで、2

つ、議会のほうから議長名で要請する、申入れをするということにしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成ということで、そのようにさせていただきます。

局長、今の件ということで、議長名で町長宛てにこの件に関してはしっかりと指導するようにと。そして、町長名で商工会のほうに対してはこれまた指導するというようなことで対応方、願うということで。では、そのようにさせていただきます。

ほかにございませんか。

5 番、岩渕清幸君。

○5 番

まず、補正予算というものに対して町長の考えを伺いたい。補正予算とは、どういうときに補正予算を組むのか、どういう事態に陥ったときに組むのかというようなことをまず、どういう認識でいるのかをお伺いしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

私なりの解釈になるかもしれませんが、当初予算のように前もってあらかじめ分かっていること、計画できることということではなくて、緊急的に、突発的に、やむを得ずというようなときに組む予算だと認識しております。

○議長

5 番、岩渕清幸君。

○5 番

私は参考のために議員必携を持ってきました、その中で予算の補正という項目がありまして、一般的に当初予算の編成時、予期できなかった制度の改正、事情の変更や公共事業費の配分決定によるものが多いというふうに書いてございまして、当初から分かっていたものについては、あまり頻繁に変更するべきではないんだというような捉え方をしているんだと思います。

今、磯目議員からあった点もそうですし、それから、私も見ていてちょっと疑問に思ったのが、一般会計の中で23ページになりますが、そのほかにも多少あるんだと思いますが、柳

津小学校、西山小学校、柳津学園中学校の消防設備定期点検という、額は小さいんですけども、こういうのも上がっております。これは制度変更があったのかどうか。当初予算のときには想定できなかったのかというようなことを、この件と先ほど磯目議員からあった商工会の補助に関してどんなふうに考えているか、お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

それでは、お答えいたします。

実は、今までの公共施設の定期点検につきましては、建築物、建築設備、あと昇降機等がございました。法改正になりまして、そこにプラス、防火設備と。今まで学校のほうでは県の教育委員のほうから指導がありまして、それに伴って消防署等の防災設備の点検等を行っていたところでございます。今回につきましては、防火設備につきましては防火扉と防火シャッターについて、国土交通省からやはり制度の見直し、また、検査員の見直しということで、新たになったものでございます。それにつきましては、当初、予算的には分かっていたので計上していなかったところでございます。今年度、やらなければいけないということで、補正で予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

商工会の200万円の経過でございますけれども、まず、商工会からの聞き取りをいたしまして、実は、外壁の工事につきましては昨年中に話が出てきたということなのですが、ただ、本来であれば令和4年度に、来年やる予定であったという話です。ただ、今年が商工会の設立60周年記念ということで委員会もまた立ち上がりまして、外壁の修繕の委員会も、2つ立ち上がっておりますが、その中で60周年記念で、では何をしたらいいかという話し合いは商工会で行っていたんですけども、なかなかコロナの状況でいろんな式典、また、ほかができないということもありまして、外壁の委員会ともお話をしまして、1年前倒しできないかということが今年になってから、6月になってからの話であったということで、7月に商工会のほうから改めて町のほうに要望という形で上がってきたものでございまして、当初からと

いうのはなかなか見込めなかったということでございます。

以上でございます。

○議長

5 番、岩渕清幸君。

○5 番

それぞれ事情は分かりました。ありがとうございます。

あともう1点、確認しておきたいのが、やはり商工会の補助なんです、足場も組んだということは、もう既に入札も終わって請負金額も決まっているというふうに捉えてよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

詳細、先ほどもありますが、やはり事務局同士の部分もありまして、本来であれば補助が議会で認められてからということでございますので、金額等につきましては、まだこちらのほうにはっきりとした、幾らかかるというのもございませんでした。請負業者のほうももちろん、どこでやるという話も商工会からまだ来ておりませんでしたのが事実でございます。

○議長

5 番、岩渕清幸君。

○5 番

非常にやはり問題があるんだろうと思います。先ほど磯目議員からも出た、議会を通る前に着工しているというようなことも含めて、少しやはり、磯目議員が言ったとおり、指導も強化しなければいけないのかなと。私も、この補助金を反対すると影響、多くの方に、商工会会員の方にも影響が大きいので、特に反対するというつもりはございませんが、町としては、やはり今後、このようなことがないようなことが当然、求められると。我々議会も、ほかの町民の方からお叱りを受けるおそれもある事態になったというふうに考えておりますので、重く受け止めていただきたいというふうに申し上げて、終わります。

○議長

何かくどいことを言っているようだけれども、今ほど皆さんから賛成があって申入れをすることにしているんだから。（「はい」の声あり）十分注意してください。

ほかにございますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第80号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第81号「令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第82号「令和3年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第83号「令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第84号「令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 5 号「令和 3 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 6 号「令和 3 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 7 号「令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 8 号「令和 3 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 9 号「令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第17、議案第90号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第90号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、二瓶伸博氏が令和3年9月30日をもって任期満了になることにより、提案するものであります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議します。（午前11時47分）

○議長

議事を再開します。（午前11時48分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第90号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字上中平甲712番地

氏 名 上 田 精 一

生年月日 昭和28年6月4日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第90号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第18、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」

日程第19、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」

日程第20、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」

を一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件は、長谷川富雄氏が令和3年12月31日をもって任期満了となることにより、諮問するものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件につきましても、菊地詔子氏が令和３年12月31日をもって任期満了となることにより、
諮問するものであります。

次に、諮問第３号「人権擁護委員候補者の推薦について」諮問理由を説明いたします。

本件につきましても、新井田貴美子氏が令和３年12月31日をもって任期満了となることにより、
諮問するものであります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議します。（午前１１時５２分）

○議長

議事を再開します。（午前１１時５３分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました

諮問第１号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字飯谷字居平乙１０９８番地

氏 名 新井田 貴美子

生年月日 昭和３２年６月１２日生まれ

諮問第２号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字藤字藤沢１４３３番地

氏 名 鈴木 晴 美

生年月日 昭和３０年５月１４日生まれ

諮問第３号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平２３３番地

氏 名 小林 幸 子

生年月日 昭和２９年１０月２４日生まれ

の推薦につき、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定しました。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定しました。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を原案のとおり承諾することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承諾することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第21、報告第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第5号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和3年2月18日、柳津町つきみが丘町民センター駐車場において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、報告第5号専決処分の報告について補足してご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

専決第15号損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

1、損害賠償及び和解の相手方でございます。

住所 福島県会津若松市インター西16番地

氏名 三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店でございます。

2、事故の概要でございます。

令和3年2月18日、柳津町つきみが丘町民センター駐車場におきまして、指定管理者であります柳津振興公社の職員が運転する町有車両を後退したところ、駐車中の相手方車両に接触し左ミラーを破損させてしまったものであります。

3、町の損害賠償としまして、金5,335円でございます。

4、和解の内容でございます。

町は、相手方に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認しております。

令和3年7月5日

柳津町長 小 林 功

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第22、報告第6号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題といたします。

経営状況の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第6号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、一般財団法人やないづ振興公社理事長より令和2年度の経営状況につきまして報告がありましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、報告第6号一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について補足してご説明いたします。

お手元の別冊の令和2年度収支計算書により報告をさせていただきたいと思います。

それでは、1ページをお開き願います。

収支計算書総括表であります。

勘定科目の主な科目と合計の金額のみ申し上げます。

なお、つきみが丘町民センターからほっといんやないづまでの5施設の合算が合計額となっております。

それでは、まず収入の部であります。事業収入のうち売上1億4,277万6,636円でございます。次に、利用料でございます。2,785万8,900円でございます。続いて、雑入でございます。1,180万2,997円でございます。続きまして、受託収入でございます。613万9,592円でございます。

次のページをお開きください。2ページ目をお願いいたします。

指定管理料1,588万9,000円でございます。当期収入の合計でございます。2億446万7,125円、当期繰越収支差額はゼロでございますので、収入合計は同額でございます。

続きまして、支出の部であります。一般管理費のうち人件費でございます。8,126万708円。続きまして、需用費のうち消耗品費でございますが、590万2,442円でございます。続きまして、燃料費でございます。381万2,440円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

光熱水料費でございますが、2,172万9,564円でございます。続きまして、修繕費でございます。82万6,437円でございます。次に、印刷製本費でございます。49万8,300円でございます。続きまして、その他のうち旅費でございますが、13万8,792円でございます。続きまして、通信運搬費でございます。141万923円でございます。続きまして、保険料でございます。27万5,437円でございます。続きまして、役務費（手数料）でございますが、242万4,940円でございます。

次のページをお開きください。4ページになります。

広告宣伝費でございます。40万1,900円でございます。続きまして、使用料及び賃貸料でございます。957万3,954円でございます。続きまして、下のほうでございますが、原材料費でございます。2,273万2,067円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

商品仕入でございます。5,632万4,462円でございます。続きまして、備品購入費でございます。60万5,605円でございます。続きまして、負担金及び交付金でございます。32万1,950円でございます。続きまして、委託料でございます。481万3,509円でございます。

次の6ページをお開きください。

公課金でございます。603万8,150円でございます。一番下になりますが、施設管理費でございます。475万4,000円でございます。

当期支出合計でございます。2億2,424万8,380円。当期収支差額でございますが、マイナスの1,978万1,255円であります。

なお、事業報告書、利用者状況報告書につきましては別冊となっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第23、報告第7号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」を議題といたします。

財政の健全化に関する比率の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第7号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」別紙のとおり報告いたします。

本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第7号地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について補足してご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、第2条各号に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに第22条第1項に定める資金不足比率を次のとおり報告するものであります。

実質公債費比率4.7、それ以外の比率につきましては、表示する値がないという状況となっております。

なお、この内容につきましては、決算審査時に関係書類を提示しまして監査委員に審査を受けておりますのでご報告いたします。

○議長

次に、代表監査委員より財政の健全化判断比率の審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、岩佐利昭君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和2年度健全化比率審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率の審査を終了したので、その結果を次のとおり意見を付して報告いたします。

なお、決算審査と同時期に磯目委員と共に審査いたしました。

右側のページをご覧ください。

審査の結果を申し上げます。

健全化判断比率の状況について。実質公債費比率、3か年平均が4.7であります。その他の数値については、記載のとおりであります。

審査総評を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、令和2年度健全化判断比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認いたしました。

また、健全化判断比率は、法律の定める健全化基準の範囲内であり、本町の財政状況は健全であると判断いたします。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第24、報告第8号「会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告について」を議題といたします。

会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第8号「会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告について」ご説明いたします。

本案は、会津若松地方土地開発公社の経営状況及び清算結了について会津若松地方土地開発公社代表清算人から報告があったので、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

報告第8号、会津若松地方土地開発公社清算手続について補足してご説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年12月28日、福島県知事より解散の許可を受け、清算手続を進めてきたところでございます。

手続に際しまして、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、官報により解散公告を掲載し、債権申出の催告を行いましたが、債権を有する者から申出がなかったことから、本年5月27日の清算人会におきまして別冊のとおり清算報告及び残余財産処分が完了したところでございます。

その後、福島地方法務局へ清算終了の登記を申請し、7月5日、福島県知事に清算終了の届出を行い、全ての清算手続が完了したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、令和3年第3回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠に疲れさまでございました。（午後0時13分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊 藤 昭 一

同 議員 荒 明 正 一

同 議員 鈴 木 吉 信

同 議員 齋 藤 正 志